

○「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

この認定証を医療機関の窓口で提示することで、入院時の自己負担限度額と食事代が減額されます。

《交付を受けられる方》

住民税非課税世帯に属する方（低所得区分Ⅰ及び低所得区分Ⅱの方）は、申請により認定証の交付を受けられます。（平成23年度限度額適用・標準負担額減額認定の対象者には、7月下旬に勧奨通知を送付いたします。8月中旬に申請手続きをしてください。）

- ・低所得区分Ⅰに該当する方

世帯員全員が住民税非課税である方のうち、世帯全員の各所得金額が全て0円の方（公的年金の場合は80万円以下）及び老齢福祉年金受給者

- ・低所得区分Ⅱに該当する方

世帯員全員が住民税非課税である方

<申請に必要なもの> …………… ・印鑑 …………… ・被保険者証

<申請場所> …………… 村税務住民課後期高齢者医療係

《平成22年度に交付を受けている方》

現在お使いの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証は、平成23年7月31日が有効期限となっております。

平成22年中の所得状況等により、平成23年度も引き続き低所得Ⅱまたは低所得Ⅰと判定された方につきましては、新しい被保険者証とともに新しい認定証が交付（郵送）されますので、更新手続きの必要はありません。

なお、新しい認定証の有効期限は平成24年7月31日となります。

◆高額療養費の自己負担限度額及び食事療養標準負担額

適用区分	窓口での自己負担割合	自己負担限度額		入院時の1食当たりの食事代
		外 来 (個人単位/月)	外来+入院 (世帯単位/月)	
①現役並み 所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(※1)	260円
②一 般		12,000円	44,400円	
③低所得Ⅱ	1割	8,000円	24,600円	210円 (過去1年の入院期間が90日以下)
④低所得Ⅰ				15,000円
				100円

※1 過去1年間で4回目以降は44,400円となります。

○保険料の減免について

天災その他特別の事情等で保険料の納付が著しく困難になった場合は、申請により保険料の減免を受けられることがありますので、お早めにご相談下さい。

<お問い合わせ先>

税務住民課 国保グループ 後期高齢者医療係 ☎27-2111 (内線152)

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821